

・パブリックコメント意見一覧表

No.	該当箇所	提出された意見	回答
1	前文	①上から8行目、「住民の利益を実現することが、その責務であります。」を「住民の福祉の向上と活力あるまちづくりを実現することが、その責務であります。」に変更する。 ②上から9行目、「最高規範である自治基本条例の…」を「住民自治に関する最高規範である自治基本条例の…」に変更する。	①住民の福祉と活力あるまちづくりというのわかりますが、それらを含め、またそれ以外にも住民の利益となるもの全てを含むという意味で住民の利益という言葉であらわしているつもりですので、原案のままでいきたいと思いません。 ②この部分につきましては、進捗状況をみますと、おそらく自治基本条例より先に議会基本条例のほうが制定されるのではないかと考えております。そうならば、この部分については実際には削除する部分になると思っております。もし自治基本条例が先に制定されることになれば改めて検討したいと思います。
2	前文	太宰府市議会基本条例(素案)」の前文に於いて「自治基本条例を最高規範と認識しその理念を尊重する」とあるが本PC提出期日到来時点で「太宰府市自治基本条例(仮称)」は審議検討中である。にも拘らず議会基本条例を最高規範である自治基本条例に先行して制定しなければならなかった理由は何であるのか。自治基本条例が制定された後、その内容に則して議会基本条例を制定すべきであろう。第11章に見直し手続きを明示してはあがるが順序が逆と考えている。	特別委員会の中でも自治基本条例ができてからという話もありましたが、協議していった結果、今任期中に制定したいという思いがあり、先に進めていくことに決めた経緯があります。 素案作成段階におきましては、自治基本条例の進捗が未定な部分もあり、自治基本条例が制定されるという前提のもとで素案を作成いたしました。実際に先に議会基本条例が上程することとなれば、この部分については削除することになるかと思っておりますが、その根底には自治基本条例を尊重するという思いがあることには変わりはありません。
3	前文	前文 ①「太宰府市は古代より…発展してきました。」⇒現在の「市」が古代より…というのは事実ではないし、[削除]する。 ②「このような中、」⇒[削除] ③「これまで以上に…」⇒「議会はこれまで以上に…」 ④「…議会の責任を…」⇒「…その責任を…」 ⑤「…緊張感をもって議論し…」⇒「緊張感をもって議論することによって、」 ⑥「…、公正性と…」⇒「…、議会運営における公正性と…」	①太宰府市はこうでしたという紹介、説明の部分でもあるので、特に市があっても問題はないのではないかと考えますので、原案のままでいきたいと思いません。 ②から⑥につきましても、中身の意図するところは同じだと思いますので、原案のままでいきたいと思いません。
4	前文	前文 地方分権時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、太宰府市議会(以下「議会」という。)は、その持てる権能を駆使して、多様化した太宰府市民(以下「市民」という。)の要望と市政の課題に応えるため、これまで以上に評価・監視・調査・政策立案及び立法における論点・争点を広く市民に明らかにする責務を有しています。 市民から選挙で選ばれた議員により構成される議会は、同じく選挙で選ばれた太宰府市長(以下「市長」という。)とともに、太宰府市の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに市民の信託を受けて活動し、それぞれの異なる特性をいかして、市民の意思を市政に的確に反映させるため競い合い、協力し合いながら、太宰府市として最善の意思決定を導く責務がある。 このような責務を果すため、われわれ議会は、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な市民参加の推進、議員間の自由闊達な討議の展開、市長等の行政機関との持続的な緊張感の保持、議員の自己研さんと資質向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等についてこの条例に定め議会として独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより市民に信頼され存在感のある豊かな議会を目指し、この条例を制定します。	貴重なご意見をいただきましたが、前文につきましては、我々もいくつも案を出し、議論を重ね、検討をして作り上げた経緯もありますので、全文のほとんどを改正することには至らないということで、原案のままでいきたいと思いません。
5	第1条	「基本事項」の意味するところが曖昧⇒「この条例は、太宰府市議会(以下…)と太宰府市議会議員(以下…)に関する、役割、行動指針及び自治体の政策立案、決定、執行、評価における論点や課題を広く市民に明らかにすること、等の基本的事項を定め、もって市民の負託に応え、市民が安心して生活できる豊かな太宰府市の実現に寄与することを目的とする。」(一例として)	基本事項につきましては第2条以降の条例の中でお示しているつもりであります。
6	第1条	内容を追加 「この条例は、市民と議会の関係、二代表制での自治を担う意思決定機関としての議会の役割(立法権限、政策立案機能)を明記し、「市民参加」「情報公開」の原則に基づく活動を行う仕組みを整えることを明確にする」	市民参加、情報公開につきましては第5条、第6条と別条にも定めておりますので、あらためて第1条に内容を追加はいたしません。

7	第1条	第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定め、議会と太宰府市議会議員(以下「議員」という。)の役割、行動指針及び自治体の政策立案、決定、執行、評価における論点・争点や課題を広く市民に明らかにすることにより、 市政の情報公開と市民参加を基本にした 豊かな太宰府市の実現に寄与することを目的とする。	争点とは論点に含まれる部分でもありますので、あえて別に記載はいたしません。 市民参加、情報公開につきましては第5条、第6条と別条にも定めておりますので、あらためて第1条に内容を追加はいたしません。
8	第2条	第2条(議会の活動原則) (4)「…責任を果すものとする。」を「…責任を果すこと。」に変更する。 以下の号を追加する。 (5)議会は、立法機能の発揮に努めること。 (6)議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。	ご指摘のとおり各号の語尾が全て「～こと。」ということもあり、統一を図るということで(4)につきましては「果たすこと。」に変更いたします。 (5)につきましては第3条の議員の活動原則の中に「議員立法による」という文言が入ってますので、あえて議会の責務としては追加はいたしません。 (6)については、第18条の見直し手続きの中で、この条例の目的が図られているのか検証し、その中で必要であれば適切な措置を講じるものとなっており、結果的には必要があれば議会改革にも努めることにもなりますので、あえてここでの条文の追加までは必要ないのではないかとということになりました。
9	第2条	第2条で「……活動しなければならない」と断定しておきながら(1)～(4)共に願望的で緩慢な表現をもって締めくくっている。特に(4)は「……果さねばならない」の方が理解し易く、議員活動も責任感をもって実行するという意図が伝わるのではないかと。	各号の語尾が全て「～こと。」ということもあり、統一を図るということで(4)につきましては「果たすこと。」に変更いたします。
10	第2条	(1)⇒「議会は、市民を代表する太宰府市の意思決定機関であることを常に自覚し、市民に開かれた議会としての公正性及び透明性を確保すること」 (2)「…、市民本位の立場から…」⇒「…、市民主権の立場から、…」 (3)⇒「議会は、市民の多様な市政需要を政策形成に適切に反映させるため、必要な市民意見の把握に努め、政策提言や政策立案等を強化すること」	(1)議会以外にも執行部とか意思決定を行う機関はあると思いますので、ここは議決機関のほうが適切ではないかと思っておりますので、原案のままでいきたいと思っております。 (2)意味するところは同じだと思いますので、原案のままでいきたいと思っております。 (3)市政需要という言葉が意味するところはわかりませんが、「多様な意見」のほうが分かりやすいと思いたしましたので、原案のままでいきたいと思っております。
11	第2条	下記条文(5)を付け足す (5)議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について、常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。	議論した結果、あえて追加するまではないと結論に至り、原案のままでいきたいと思っております。
12	第2条	「第2章、議会及び議員の活動原則(議会の責務)第2条の3号」の修正と追加 ・(3)の修正→「…政策提言、政策立案等に取り組む」に修正 ・用語解説の「市民に開かれた議会」を、第2条の中に条文として追加。 →「議会は、積極的な情報発信、情報公開。請願及び陳情の際の参考人招致。議会報告会等の実施によって、直接市民と関わりを持って議会運営にあたる」を追加。	(3)強化を取り組みにするというのは「積極的にしていくべき」と言ことだと思っておりますが、議会の権能の前提としては、やはり行政側のチェック、監視が大前提だと考えており、この前提において条例を作成しておりますので、ここは「強化に努める」がいいのではないかとということで、原案のままでいきたいと思っております。 第2条の第1項に既に「市民に開かれた議会を目指す」と入っておりますので、このままでいいのではないかと考えております。
13	第2条	(議会の活動原則・責務) 第2条 議会は、 市民主権を基礎とする 市民の代表議決機関であることを常に自覚し、公正性・透明性・ 独自性及び信頼性 を確保するとともに、市民に開かれた議会及び 市民参加を不断に推進する議会 を目指す。 2 議会は、市民本位の立場から 市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。) の適正かつ 公平及び効率的 に適正な市政運営が行われているかを監視し、 その効果及び成果について 評価する。 3 議会は、市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映させるため、必要な政策提言、政策立案等の強化に努める。 4 議会は、市民に対して議会の議決または運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たす。 5 議会は、市民からの要請に応じ 審査経過等の説明 に努める。 6 議会は、 議会活動の評価 を行い、その結果を市民に公表するよう努める。 7 議会は、この条例に定める目的及び原則並びにこれらに基づいて制定される 条例・規則・規定等を遵守して議会を運営し、これらの条例等について絶えず見直しを行うものとする。	貴重なご意見をいただきましたが、これだけの改正ということになりますと、第2条だけではなく、全体的な見直しが必要となりますので、我々も、議論を重ね、検討をして作り上げた経緯もありますので、全文のほとんどを改正することには至らないということで、原案のままでいきたいと思っております。

14	第3条	第3条 第3項の「…把握すること務め、市民全体の…」を「…把握することに努め、市政に反映させ、市民全体の…」に変更する。 以下の項を追加する。 6. 議員は高い倫理観をもって誠実にその任務を追求し、自らの言動に責任を持つこと。 7. 議員は不断に研鑽に努め、自己の資質を高めること。	変更の内容につきましては、中身の意図するところは同じだと思いますので、原案のまましていきたいと思います。 追加を希望されている各項につきましては、別条に定めておりますので、あえてここで定める必要はないと考えております。
15	第3条	第3項 「…把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指すこと。」⇒「…把握し、市民全体としての福祉向上を目指す政策提言を行うよう努めること。」	変更の内容につきましては、中身の意図するところは同じだと思いますので、原案のまましていきたいと思います。
16	第3条	5 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明する責任を果たすものとする。 の下線を引いた部分を下記のように訂正する。 5 議員は、自らの議会活動について、市民に <u>対し</u> 説明する責任を果たすものとする。	たしかに「する」が2回つづいているので、「対し」に変更いたします。
17	第3条	「第2章、議会及び議員の活動原則(議員の責務)第3条の4」の修正 4の修正→「議員は、議員立法による積極的な条例提案を行う」に修正	議会の権能の前提としては、やはり行政側のチェック、監視が大前提だと考えており、この前提において条例を作成しておりますので、条例提案につきましては、「行う」というよりは、それに「努める」のほうがいいのではないかと思います。ということで、原案のままいきたいと思います。
18	第3条	議会活動の説明会は年4回とする。	説明会については、第5条にありますので、あえて第3条には追加はいたしません。
19	第3条	(議長及び議員の活動原則・議員の責務) 第3条 議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し議会の機能強化に向けての先導的な役割を果たすものとする。 2 議長は、別に定める太宰府市議会傍聴規則(昭和42年議会規則第6号)に定める市民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、市民の傍聴意欲を高める議会運営に努める。 3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。 4 議員は、市政の課題全般について、課題別及び地域別等の市民の意見を的確に把握することに努めるとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって市民の選良にふさわしい活動をする。 5 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、また、一部団体及び地域の代表にとらわれず市民全体としての福祉向上を目指す。 6 議員は、議員立法による積極的な条例提案を行うよう努める。 7 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとする。	傍聴の資料配布等につきましては、条文には入れませんが、今後の議会運営の中の参考意見とさせていただきたいと思っております。 第5項の「一部団体及び地域の代表にとらわれず」とありますが、当然、一部の意見にとらわれてはなりません。また「一部団体及び地域の代表」の意見もまた、市民の意見でもあります。また「一部団体及び地域の代表」の意見は良くないのか、または聞かないのかとの誤解を与える可能性もありますので、原案のままいきたいと思います。
20	第4条	第4条の第2項に「…会派内の調整を行い、合意形成に努めるものとする。」とありますが、合意形成がなされているのが会派ではありませんか。	個々の議員によっていろいろ考え方がありますが、案件によっては会派内でも意見がわかれることもあると思いますので、できるかぎり合意形成を図るよう努力しなさいということで規定しております。
21	第4条	会派は、地方自治法上も曖昧な存在である。無論、当選した議員諸氏の、グループ活動のククリとしては、自由であり、その有効性は認められようが、「市民有権者」は、会派に投票したわけではない、という理由で、会派を条例等に規定することは問題であろう。第15条の政務活動費についても同様で、会派がそこで登場してはならない。この問題は、所謂任意団体である「自治会」と類似し、その役割は認められても、市政を公に担うものではない、と見るべきであろう。	先の市民説明会等でも同じような意見が出され、当委員会においても幾度となく、入れる入れない等で多くの議論を重ね、その結果、現実的には議会運営上、会派というものが存在しておりますので、現時点では、このまま条例に記載いたします。
22	第4条	(会派)第4条を削除する。 「会派」を結成することについて反対するものではないが、議会基本条例の条文に入れる必要は無いと考える。もともと「太宰府市議会会派に関する規程」があり、これで充分。 これまでの議会を見ていると会派のしぼりで弊害が生じていると思うことが多々あり、会派ありきの議会活動ではなく、これからは個議員の活動が尊重される議会にしてほしいとの思いから削除を求めるものである。 「会派に関する規程」についても、代表者会議に会派に所属しない議員も参加できるのが明確でない。政務活動費も個人への交付を認めた以上、見直しが必要と思う。	先の市民説明会等でも同じような意見が出され、当委員会においても幾度となく、入れる入れない等で多くの議論を重ね、その結果、現実的には議会運営上、会派というものが存在しておりますので、現時点では、このまま条例に記載いたします。 なお、「会派に関する規定」についてのご意見ですが、これにつきましては、この条例とは別に議会の運営上のご意見ということで承らせていただきます。

23	第4条	「第2章、議会及び議員の活動原則(会派)第4条」の説明不足か削除 会派がなぜ必要なのか、市民にとってのメリット、デメリットがわからない。議員の自由討議と議会事務局の充実が進めば、必要は無いと思えます。段階的にも必要なら、もっと説明を要します。	先の市民説明会等でも同じような意見が出され、当委員会においても幾度となく、入れる入れない等で多くの議論を重ね、その結果、現実的には議会運営上、会派というものが存在しておりますので、現時点では、このまま条例に記載いたします。
24	第4条	第4条 議員は、議会活動を円滑に行うため、 同一理念を共有する政策集団(以下「会派」という。) を結成することができる。 2 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間の調整を行い、合意形成に努めるものとする。 3 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会議を開催することができる。	「同一理念…」という部分につきまして、条文を作る過程で委員会の中でも出てきたことがあります。議論の結果、今の条文になった経緯もあり、原案のままでいきたいと思えます。 会派間という部分ですが、これは会派内の合意形成に努めるようにという意味合いで条文を作っておりますので、会派内のままでいきます。
25	第5条	第5条 以下の項を追加する。 3. 議会は、全議員出席のもとに、市民に対する議会報告会を原則として年4回、本会議終了後速やかに開催し、議会の説明責任を果たすものとする。	2項の意見交換会の中に、議会の報告を含んだところで考えておりますので、あえて第3項に議会報告会を別途追加はいたしません。 なぜ、このような形にしたのかというと、議会報告会だけでは議会の報告だけで終わってしまうので、報告だけでなく広く市民との接する機会をという意味を込めて、あえて議会報告会でなく意見交換会として記載しております。 開催時期、回数につきましては、今後、実際に開催をしてみても分かってくる部分もあると思っておりますので、原案のままでいきたいと思えます。
26	第5条	第2項を修正する (修正案)→2 議会は、年4回全議員による議会報告会を開催する。 第3項として下記を追加する 3 市政に関する重要な案件について、市民から意見交換会の開催を求められたときは、議員及び市民が自由に情報・意見の交換を行うための意見交換会を開催するものとする。 第4項として下記を追加する 4 議会は、「太宰府市情報公開条例」との整合を図りつつ、議会活動全般に関する資料を原則として公開する。	No.25で回答しているとおり、意見交換会の中に議会報告会も含んでおりますから、あえて分けては記載はいたしません。また、開催時期や回数につきましても同じでございます。まずは、年1回で開催をいたしまして、開催時期、回数、方法などを検討していきたいと考えております。
27	第5条	「第3章、市民と議会の関係(情報公開及び広報広聴の充実)第5条の2」の変更 【説明】にあるように、議会は、市民への情報公開と説明責任があります。第5条の2を、「議会は各議会開催後、速やかに、市民に対して、議会の討議と議決の説明を行い、市民との意見交換会を開催する」に変更を要請	開催時期等、回数、方法については、実際にやってみて分かる部分もあると思っておりますので、現時点では原案のままでいきたいと思えます。
28	第5条	議員個人の報告会は年1回以上とする。	第3条第5項に議員の説明する責任について条文はあげておりますが、それをどう行うのかは、議員個人の裁量の範疇だと考えておりますので、そこまでは条文で規定はいたしません。
29	第5条	第5条 議会は、 議会活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議会は重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の公開に努める。 3 議会は、前2項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに市民に対する議会報告会を少なくとも年1回以上開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して市民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。 4 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。 5 議会は、市民に開かれた議会を実現するために、多様な広報媒体の活用により、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会活動に関する広報の充実を努める。 6 議会は前3項に定めた議会報告会に関し必要な事項は別に定める。	貴重なご意見をいただきましたが、これだけの改正ということになりますと、第5条だけではなく、全体的な見直しが必要となりますので、我々も、議論を重ね、検討をして作り上げた経緯もありますので、全文のほとんどを改正することには至らないということで、原案のままでいきたいと思えます。

30	第6条	第6条第3項の「議会は、請願を貴重な意見と受け止め、その審議においては…」を「議会は、請願及び陳情を貴重な意見、政策提言と位置付け、その審議においては…」に変更する。	請願については議決の重みがあり、同じ文言の中で請願と陳情を同列に扱うことについては委員会の中で検討し、その中で請願と陳情は分ける必要があるのではないかとということで、条例の中では陳情は載せておりません。だからといって、決して陳情を軽視しているわけではありません。
31	第6条	第6条第3項、「請願」について「請願」が不採択の場合でも、その理由を説明する義務があると思うが現状は「不採択」の一言。不採択の場合でも説明責任のあることを明記すべきである。これは、議会と市民の対話の場を醸成することになると考えます。	議会及び議員の説明する責任につきましては別条に定めてますから、あえてここでの説明する責任についての条文追加はいたしません。 なお、現状でも請願の場合は紹介議員がおりますから、紹介議員が経過及び結果については責任をもって説明するべきものだと考えますので、今後はそのあたりをしっかりとしていきたいと思います。
32	第6条	第3項を下記のように修正 3 議会は、請願および陳情を貴重な意見と受け止め、会期中、閉会中にかかわらずいつでも受け付ける。また、その審議等においては請願および陳情を行ったものの要望があれば、その意見を聞く機会を設けるよう努めるものとする。	請願、陳情の受付は今でも会期中、閉会中を問わず受付をしております。 なお、条文への表記については、協議した結果、あえて書き加えるまでに至らないとの判断になりましたので、原案のまましていきたいと思います。
33	第6条	「第3章、市民と議会の関係(市民参加及び市民との連携)第6条の3」の修正 「……請願者や陳情者の要望があれば、その意見を聞く機会を設け、それを保障する」	議会や委員会の審議の日程と請願者の日程のスケジュールが必ずしも合うとは限りません。そういった状況も想定されますので、努力義務ということで「努めるものとする。」ということにさせてもらっております。
34	第6条	請願の取り扱い、結果について第5条の2の意見交換会で報告する。	意見交換会は、議会の報告会も含んでおりますので、報告することになると思います。
35	第6条	第6条 議会は、本会議のほか常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則公開するとともに議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、市民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。 2 議会は、本会議や委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民及び有識者の専門的または政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努める。 3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。 4 議会は、市民、市民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。	ここで一番大きなポイントは一般会議の設置だと思います。一般会議につきましては、その位置付けやあり方など、いろいろ研究、検討しなければならぬ部分も多く、今の時点で条例にあげるのは難しいと考えております。 今後の議会運営の検討課題とさせていただきたいと思います。
36	第7条	第4章 議会と市長の関係は第7条の通りであるが太宰府市の現状は二元代表制の制度が無視されたまま諸々の政策が執行されている。本来の意味の二元代表制が市民に理解されるような活動を実行していただきたい。市執行部の提案々件を真剣に論議した上で賛否を決する姿を市民に見せて欲しい。賛成議員ばかりでは議会の存在意義が問われ兼ねないと考えます。第7条の「反問権」は、夫々の議員が与件に関して余程調査し、勉強し努力を重ねなければ逆効果となり、議員の権位失逐を招き兼ねない。その為にも「議会事務局」の独立強化、必要図書の実等が必然である。予算獲得努力をすべきであろう。「反問権」が空文にならないことを願っています。	貴重なご意見といたしまして、今後の議会、議員活動の参考にさせていただきます。
37	第7条	第4項を下記のように修正する。 (補足説明)議会としてだけでなく、議員個人でもできるようにする。 4 議会および議員は、会期中又は閉会中に関わらず、議長を経由して、市長等に文書により質問ができる。この場合、文書により回答を求めるものとする。	貴重なご意見ありがとうございます。協議した結果、原案のまましていきたいと思います。
38	第7条として(新規追加)	(市議会モニター制度) 第7条 議会は、市民の意見を広く聴取し、議会活動及び委員会活動並びに議員活動に反映させるため、市議会モニター制度を設ける。 2 市議会モニター制度については、別に定める。	貴重なご意見ありがとうございます。市議会モニター制度につきましては、この制度自体について、しっかりとした検討が必要になってくると思いますので、今の時点で条例にあげるのは難しいと考えております。 今後の議会運営の検討課題とさせていただきます。

39	第7条	<p>(議会及び議員と市長との関係)</p> <p>第7条 議会は二元代表制の下、市長と常に緊張関係を保持し、事務の執行が適性かつ公平及び効率的に行われているかを監視し、その効果及び成果について評価を行うものとする。</p> <p>2 本会議及び委員会における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため一問一答方式で行うとともに自由で緊張感のある質疑を行う。</p> <p>3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等及びそれらの職員は、論点及び争点を明確にするために、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p> <p>4 前項に規定する反問は、質疑・質問の論点整理におけるものとする。</p> <p>5 議会は、会期中又は閉会中に関わらず、議長を経由して、市長等に文書により質問ができる。この場合、文書により回答を求めるものとする。</p> <p>6 前5項の規定により受けた文書質問に市長等は、速やかに応えなければならない。</p>	<p>意図するところは同じだと思いますので、原案のままでいきたいと思いません。</p> <p>追加されている6項の部分に関しては、当然そうあるべきだとは思いますが、どのように回答するのかが執行部側の裁量による部分もあると思いますので、議会の条例の中で義務化するのとは適当ではないと思います。</p>
40	第8条	<p>第8条 議会・議員活動に於ける最重要ポイントを網羅しており基本条例の要である。議員諸氏はこれらを常に念頭に置き、市当局からの情報提供を求めるだけでなく、市民の立場に立って提案施策等の実現についてその内容の監査と追及を実行することが重要である。議会・議員は執行部提案を承認可決するだけの機関ではない。行政監査と條例を含む各種の議員立法を積極的に実行していただきたい。</p>	<p>貴重なご意見といたしまして、今後の議会、議員活動の参考にさせていただきます。</p>
41	第8条	<p>第8条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という。)を含む議案が提案された時は、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。</p> <p>条文中の下線部分について質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民生活に重要な影響」の基準は？ ・「議会は、」となっているが、議運で判断し決定するのか？ <p>以上の点を具体的に入れて条文化した方がよいと思う。</p>	<p>政策等につきましては、当然、全て重要なものであると思っております。こういった表現ですと、たしかに重要なものとそうでないものがあると、かえって分かりづらくなる部分がでてくるかもしれませんので、条文的に、この部分については削除することにしました。</p>
42	第8条	<p>(市長による政策等の形成過程の説明)</p> <p>第8条 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という。)を含む議案が提案された時は、政策等の水準を高めるため、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)政策等を必要とする背景 (2)提案に至るまでの経緯 (3)他の政策との比較検討 (4)市民参加の実施の有無及びその内容 (5)総合計画における根拠又は位置づけ (6)関係法令及び条例 (7)政策等に係る財政措置 (8)将来にわたる政策等の効果及び費用 <p>2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案・執行における論点・争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努める。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。いろいろと協議した結果、何のために説明を求めるのかという部分は明記していたほうが分かりやすいのではないかと判断で、「政策等の水準を高めるため」という文を追加することにしました。それ以外の条文につきましては、原案のままでいきたいと思いません。</p>
43	第9条	<p>(自由討議による論点の明確化)</p> <p>第9条 議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議、委員会において、議員提出議案、市長提出議案及び市民提案等に関して審議又は審査をし結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>3 議長及び委員長は、議員相互間の自由討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。</p> <p>4 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努める。</p>	<p>1項目めの「議員による討論の広場・・・認識し」という部分につきましては第3条の2において既に同じような条文がありますので、あえてここで記載する必要はないと考えております。また、「出席要請を必要最小限・・・」という部分におきましては、今後の検討が必要な部分と思いますが、執行部側の考えもあると思いますので、今の時点では条文に記載するのは難しいと考えます。また第9条ではなく、他のところで記載する内容かとも思いますので、原案のままでいきたいと思いません。</p> <p>第2項、第3項は、より丁寧に条文を書いていたいただきましたが、中身の意図するところは同じだと思いますので、原案のままでいきたいと思いません。</p> <p>第4項については自由討議というよりは、政策の提案になるのではないかとおっしゃったので、あえてここに記載はいたしません。</p>

44	第6章(第10条)	<p>第6章の内容をもっと充実させることを望む</p> <p>・「第6章 委員会の強化と審査・調査の充実」とする。 ・委員会条例を改正するのか、基本条例を充実させるのかは議論が必要だが、これまでの委員会活動において、検討を要すると思うことが多々ある。 例えば、 ①予算・決算特別委員会の形骸化～予算・決算は、まず各常任委員会ごとに集中審議を行って後、全議員による報告・質疑・討論を行うようにすればよいのではなかろうか。検証や議論が不十分である。 ②特別委員会の存在意義が曖昧～長期間に渡りダラダラと調査と称して存続させる特別委員会があるが、調査内容や期間を明確にし、定期の報告を全議員対象のみならず、市民に向けても行うようにする…など。</p>	<p>貴重なご意見といたしまして、今後の議会、議員活動の参考にさせていただきます。</p>
45	第10条として(新規追加)	<p>(予算・決算における政策等説明資料の作成) 第10条 市長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当っては、前条の規定に準じて分かりやすい施策別又は、事業別の政策説明資料を作成するように努める。</p>	<p>市長、執行部側の部分であると思いますので、議会基本条例の中に入れる内容ではないと思いますので、この分については追加はいたしません。</p>
46	第10条	<p>(委員会の運営及び一般会議の設置) 第10条 議会は、社会情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を考慮し、適切な運営により委員会の機動力を高めなければならない。 2 委員会の委員長及び副委員長は、市民の要請に応えるため、所管委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するよう努めなければならない。 3 委員会審査にあたっては、資料等を公開しながら、市民に対しわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。 4 議会は法律により活動が制限されている委員会の制約をこえて、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。 5 議会は、前4項により設置した一般会議に関し、必要な事項は別に定める。</p>	<p>一般会議につきましては、一般会議そのものに対して検討が必要な部分も多く、今の時点で条例にあげるのは無理だと思います。今後の研究課題だと考えてます。 条文につきましては、原文のままいきたいと思いますが、別途定める委員会条例等を改めて見直す際に、ここで出された意見を参考にさせていただきたいと思っております。</p>
47	第7章(第11条～第13条)	<p>*タイトルは「体制整備」であるが、「議会の体制整備」では大きすぎ、意味合いからは、「議会機能への条件整備」であろうか。 *各条の順序は、多分素案の、第13条・第12条・第11条、ないしは第12条・第13条第11条が良いのではなかろうか。 *「議員研修の充実」には、当然ながら予算措置も含むものとして、その充実も必要。 *「議会図書の実」については、市民にも公開する勢いであって欲しい。国会図書館が何故必要かを参考に。</p>	<p>条文の順番の入れ替えにつきましては、議論した結果、ご意見のとおり入れ替えをしたほうがよいとの結論に至りましたので、第11条「議員研修の充実」、第12条「議会事務局の体制整備」、第13条「議会図書の充実」にしました。 議員研修及び議会図書の充実のご意見につきましては、貴重なご意見といたしまして、今後の議会、議員活動の参考にさせていただきます</p>
48	第7章(第11条～第13条)	<p>第13条と第11条を入れ替える。即ち、第11条議員研修の充実、第13条議会図書の充実。 「地方自治法には、図書室を設置する。」とあるので、「議会図書の充実」は、「議会図書室の設置・充実」に変更すべきである。</p>	<p>条文の順番の入れ替えにつきましては、議論した結果、ご意見のとおり入れ替えをしたほうがよいとの結論に至りましたので、第11条「議員研修の充実」、第12条「議会事務局の体制整備」、第13条「議会図書の充実」にしました。 図書室の設置ですが、建物の物理的な構造から、現状、図書室の設置というのは難しいため、議員控え室の一部を議会図書を置くスペースに割いておる状況で、今のところ市民への閲覧というのは困難な状況であります。 議会としても、図書室のあり方など、今後の重要課題として考えております。</p>
49	第7章(第11条)	<p>第7章 議会・議会事務局の体制整備 (議員研修の充実強化) 第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。 2 議会は、前項の目的を達成するために、広く各分野の専門家、市民各層等との議員研修会を積極的に開催するものとする。 3 議会及び議員は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究するよう努めなければならない。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。議会研修のあり方など今後も検討していく部分はあると思っておりますが、条文につきましては、協議した結果、原案のまましていきたいと思っております。</p>
50	第11条	<p>議会図書は市民からの要求があれば閲覧に供するものとする。</p>	<p>No.48でも回答しておりますが、現状は難しい状況にあります。 議会としても、図書室のあり方など、今後の重要課題として考えております。</p>

51	第12条	「第7章、体制整備（議会事務局の体制整備）第12条」に追加の検討 「議員の政策立案等の機能を高めるため、議会の使命を理解し、高い専門能力を発揮する議会固有の職員確保のため、近隣自治体の議会と連携し、職員の共同採用・研修等の仕組みづくりをすすめる」の追加を検討	ご意見のとおり、今後の政策立案の機能を高めるために専門の職員の確保は重要なことと考えますが、現状を考えますと、いま条例に条文として記載するのは無理があると思います。 条文につきましては原案のままいきたいと思いますが、今後どのような方法がとれるのかを含めて、検討していきたいと考えております。
52	第12条	(議会図書室の設置・公開) 第12条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、市民、市職員の利用に供するものとする。 2 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。	図書室の設置ですが、建物の物理的な構造から、現状、図書室の設置というのは難しいため、議員控え室の一部を議会図書室を置くスペースに割いておく状況で、今のところ市民への閲覧というのは困難な状況であります。 議会としても、図書室のあり方など、今後の重要課題として考えております。
53	第13条	第13条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局における適正な人員を確保するとともに、調査機能及び法制審査機能を積極的に強化するものとする。なお、当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。 2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ行動するものとする。	貴重なご意見ありがとうございます。協議をした結果、条文につきましては原案のまましていきたいと思いますが、体制の整備につきましては、No.51にも回答していますが、その方法等については、今後も検討していくべきものと考えております。
54	第14条	「第8章、政治倫理、第14条」の説明不足、追加 文中に「太宰府市議会議員政治倫理要綱」とあるが不明。用語解説で説明すると共に、具体的に、主要な項目例を条文に追加する。	貴重なご意見ありがとうございます。協議した結果、原案のまましていきたいと思いますが。
55	第14条	「高い倫理性に基づき」→「自己の地位に基づく影響力を不正に行使して市民に疑惑を招くことのないよう良心に恥じない行動をしなければならない。」	貴重なご意見ありがとうございます。協議をした結果、「高い倫理性」という部分に全て含まれていると思いますので、条例の条文として、ここまで細かく記載する必要性はないのではないかということで原案のまましていきたいと思っております。
56	第14条	第14条 議員は、別に定める太宰府市議会議員政治倫理要綱に基づき市民全体の代表者としての責任を自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。	貴重なご意見ありがとうございます。協議をした結果、「高い倫理性」という部分に全て含まれていると思いますので、条例の条文として、ここまで細かく記載する必要性はないのではないかということで原案のまましていきたいと思っております。
57	第15条	第15条、政務活動費の交付に関する条例に規定するのではなく基本条例に規定すべきである。 第2項に以下の条文を追加し、現行の第2項を第3項に変更する。 2 政務活動費の収支報告書及び領収書を添付した報告書を提出するとともに、年1回以上、政務活動費による活動状況を市民に公表しなければならない。	貴重なご意見ありがとうございます。別途条例があるものについては、基本条例の中では原案のとおり条文でいきたいと考えております。
58	第15条	投げ渡しとせず、その用途について妥当であることを証する報告書と領収書を求めること。余剰があれば返納させること。	現状を説明させていただきますと、政務活動費につきましては投げ渡しではなく、年度で精算をして余剰が出れば返還しております。 その際、報告書と領収書を添付しており、太宰府市議会では1円から領収書を添付することになっております。
59	第15条	第15条 政務活動費は、議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付されるものであり、会派又は議員は、政務活動費を有効に活用しなければならない。 第15条中の下線部分を修正する。 (補足説明)やはり議員個人々々を主体とした議会活動を尊重していく意味からも、会派より議員を先におくべきである。 同時に政務活動費に関する条例についても、会派への交付が主体であるので、見直しを求めたい。 「会派又は議員は、」を「議員又は会派は、」に変更する。 第2項を第3項に変更し、第2項に下記の条文を加える 2 市民から政務活動費に関する書類の閲覧請求があった場合は、速やかに対応することとする。	以前より会派ではなく議員個人でというご意見があり、以前は会派だけだったものを会派に属さない議員個人にも支給できるように見直しをした経緯があります。 現時点では条文につきましては原案のとおりいきたいと思いますが、今回いただきましたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきたいと思っております。
60	第15条	第15条 政務活動費は、議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付されるものであり、会派又は議員は、政務活動費を有効に活用しなければならない。 2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性・透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、市民等から疑義が生じないよう、議長に対して証書類を添付した報告書を提出するとともに、少なくとも年1回以上政務調査費による活動状況を市民に報告しなければならない。 3 政務活動費については、別途、太宰府市議会政務活動費の交付に関する条例に定める。	貴重なご意見ありがとうございます。協議した結果、条文については原案のまましていきたいと思いますが。 なお、市民への報告について、その情報の出し方、方法等について議論が必要だと思っております。

61	第10章(第16条、第17条)	「第10章、定数及び議員報酬(議員定数、第16条)、(議員報酬、第17条)」の説明不足、追加 ・第16条の2、議員定数の文中に「太宰府市議会議員定数条例」とあるが不明。用語解説で説明すると共に、具体的に主要な項目例を条文に追加する。 ・第16条、第17条に「議員定数、議員報酬については、市民に説明する市民参加の場を設けて決める」を追加	貴重なご意見ありがとうございます。別途条例があるものについては、基本条例の中では原案のとおり条文でいきたいと考えております。
62	第16条	市政へ十分に反映させることが可能となるように「必要最低限」(挿入)定めなければならない。	貴重なご意見ありがとうございます。協議した結果、原案のとおり条文でいきたいと考えております。
63	第16条	第16条 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分反映させることが可能となるように定めなければならない。 2 議員定数の改正に当っては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。 3 議員定数については、別途、太宰府市議会議員定数条例に定める。	貴重なご意見ありがとうございます。協議した結果、原案のとおり条文でいきたいと考えております。
64	第17条	平均的な当市の収入は？ ボランティアとまでは言わないが、市への情熱と常識・見識のある方にぜひ、議員になっていただき、議員報酬の見直しをされてはどうでしょう。	今回は条例案に対するパブリックコメントでありますので、回答は差し控させていただきます。
65	第17条	議員報酬は太宰府市民の平均年収も勘案し決定すること。プロ化した市会議員は不要。	今回は条例案に対するパブリックコメントでありますので、回答は差し控させていただきます。
66	第17条	第17条 議員報酬については、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。 2 議員報酬の改正に当っては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。 3 議員報酬は、別途、太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定める。	貴重なご意見ありがとうございます。追加部分の議員活動の評価の部分等については、いろいろ調査研究しないといけない部分も多くあると思いますので、現状、条文に入れるのは無理があるかと思っておりますので、原案のままでいきたいと思っております。
67	第18条	「第11章、見直し手続き」に追加。 「条例の検証や見直しの際には、市民参加で検証、見直しを行う」を追加	市民が参加することについては、かなり検討に時間を要しますので、今の時点で条文に明記するのは難しいと思っておりますので、原案のままでいきたいと思っております。
68	第18条	第18条に第3項を追加 3 議会は、前項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くため、必要な措置を講ずるものとする。	市民が参加することについては、かなり検討に時間を要しますので、今の時点で条文に明記するのは難しいと思っておりますので、原案のままでいきたいと思っております。
69	第18条	議会運営委員会だけではなく、市民参加による議会運営及び本条例の見直し・評価の検討会を設けること。 理由:議員だけでは評価が甘くなったり、最大会派の意見に左右されるため。	市民が参加することについては、かなり検討に時間を要しますので、今の時点で条文に明記するのは難しいと思っておりますので、原案のままでいきたいと思っております。
70	第18条	検証は年1回行い、必要な措置を講じる。	時期及び回数に関しては、いろいろ検討・協議してきた経緯もあり、現時点においては「必要に応じ」が適当であると判断し、原案のままでいきたいと思っております。
71	第18条	第18条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速かに社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。 2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	「一般選挙を経た任期開始後」とありますが、中には全くの新人議員もいると思います。果たして、この段階で見直しをするのがどうかということについては、検討していく必要があると思っておりますので、今の時点でこの条文を追加するのは適当ではないと思っております。 また、追加されている3項については、議会基本条例に関わらず、条例改正の場合は提案の際に理由、背景の説明は必要となりますので、あえて条文に記載の必要はないと思っておりますので、原案のままでいきたいと思っております。
72	全体的な意見	議員諸氏はいつれ制定されるであろう「太宰府市議会基本条例」を使命感・責任感及び倫理感をもって市民のために誠実に実践されることを願っています。切確制定された条例が絵に描いた餅にならないように。	貴重なご意見といたしまして、今後の議会、議員活動の参考にさせていただきます。

73	全体的な意見	<p>パブリック・コメントの実施そのものについて せつかくの「パブリック・コメント」でありながら ①どのようなルール(実施要綱に相当するもの)で行われるのかが不明。 ②条例素案として示されたものに用語解説が入り込んでいる。 ③意見陳述の背景となる「資料」が全く示されていない。 ④市民意見の募集方法に関し、議会は実施要綱には拘束されていないし、市民と議会の新たな関係を産みだすものとして、もっと創意工夫が欲しかった。 以上から、公のパブリック・コメントとしての有効性には疑問を持ちます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後、またパブリックコメントを実施することがありましたら、これらの意見を参考にさせていただきたいと思っております。</p>
74	全体的な意見	<p>議会基本条例(案)に賛同する。しかしながら、いくら立派な条例を制定しても議員ひとり一人が二元代表制を理解し、自覚をもって活動をしなければ、絵にかいたもちにすぎない。日頃から問題意識をもち、住民の代弁者として応援団の意見のみを聞くのではなく、広く市民の声を反映させてほしい。また、公金については厳しくチェック機能を果たしてほしい。議会におけ予算審議はもちろんのこと、例えば市長の公用車の運行日誌をチェックするとか、まほろば号の運行に無駄はないか等々、小さなことでも取り上げ議員としての権限を発揮してもらいたい。最後に議員としての説明、報告、情報公開にもっともっと努めてほしい。議会が活性化することを祈る。</p>	<p>貴重なご意見といたしまして、今後の議会、議員活動の参考にさせていただきます。</p>
75	全体的な意見	<p>1. 二元代表制のもと、この条例に基づき議会刷新の第一歩として緊張関係を続けて欲しい。 2. (1) 執行機関～寄りしむべし、知らしむべからず (2) 市民～長いものにはまかれろ、泣く子と地頭には勝てぬ。 この(1)(2)の双方対立の立場の中で市民の代表である議員は毅然たる態度で議会の民主化を遂行し市民の負託に応える。 3. 特に第3章「市民と議会の関係」では市民参加による「請願」「陳情」については誠意を以って受け止め議会の論議に反映させる。 4. 「新しき酒は新しき革袋に盛れ」の伝えは議員各位が新たな精神で議会改革に邁進し「市民生活」を守ることを期待する。以上</p>	<p>貴重なご意見といたしまして、今後の議会、議員活動の参考にさせていただきます。</p>